

奈良県告示第二百八十五号

平成二十二年三月奈良県告示第四百二十五号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

平成二十六年十一月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一の表第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。